

森田救助犬訓練砦との「災害時における災害救助犬の出動等に関する協定」の締結について

令和2年4月21日
消防防災課

鳥取県と森田救助犬訓練砦との間で、災害時における行方不明者の捜索活動の迅速かつ円滑な実施及び避難所等における被災地住民のこころのケアの協力に関する協定を締結しました。

1 協定の概要

(1) 協定の名称

災害時における災害救助犬の出動等に関する協定

(2) 協定内容

- ア 鳥取県内で発生した地震、風水害その他の災害により行方不明者が発生し捜索活動が必要となつた場合、災害救助犬の出動を要請することができる。
- イ 避難所における被災地住民のこころのケアのためのセラピードッグの出動を要請することができる。 ※セラピードッグ・・・人と触れ合ふことで、人のストレスを軽減させたり自信を回復させる効果をもたらす
- ウ 災害等により避難所等に避難した者のペットの一時預かりを要請することができる。

2 協定締結先

森田救助犬訓練砦

所在地：米子市淀江町中西尾210番地2

代表者：森田康博（もりた やすひろ）氏

業 務：救助犬の訓練・育成、ペットのしつけ指導、ペットホテル

3 協定締結式

(1) 日時

3月25日（水）

(2) 場所

SANKO夢みなとタワー

(3) 出席者

知 事 平井 伸治

代 表 森田 康博 氏

災害救助犬 エルザ（シェパード・8歳・山陰唯一の国際救助犬・雌）

※国際救助犬・・・「国際救助犬試験」に合格した救助犬（合格率は20%以下）



4 応援協定の効果

- (1) 土砂災害や倒壊家屋による行方不明者が発生した際、生死を分ける72時間以内に災害救助犬による人命救助が可能となる。
- (2) セラピードッグとの触れ合いや交流を通じて、病気やケガまたは精神的な痛手を受けた人の不安を軽減し、気力を高め心と体を癒し災害時に住民のストレスを早期に回復させることができる。
- (3) 災害時にペットの一時預かりを行うことにより、飼い主が避難を躊躇することが減ったり、避難所でペットの悩み事を減少させる効果が期待できる。

災害時における災害救助犬の出動等に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と森田救助犬訓練砦（以下「乙」という。）は、鳥取県内における地震、風水害その他の災害発生時の行方不明者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）の迅速かつ円滑な実施及び避難所等における被災地住民のこころのケアのための災害救助犬及びセラビードッグの出動並びにペットの一時預かりの実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又は被災地住民のこころのケアが必要と認めるときは、乙に対し災害救助犬又はセラビードッグの出動を要請することができる。

（出動）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラビードッグを出動させるものとする。

（情報伝達及び捜索活動時の情報共有）

第3条 甲は、鳥取県内で発生した地震、風水害その他の災害により行方不明者が生き埋めとなった地域・地点などの捜索に必要な情報を可能な範囲で乙に対し伝達するものとし、捜索活動時の行方不明者の発見状況、未捜索地域等の有無に関する情報共有を行うものとする。

（捜索活動の実施）

第4条 乙は、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、他の災害救助犬組織と共同連携しつつ被災現場での捜索活動を実施するものとする。

（現地対策本部と連絡調整）

第5条 乙は、要請による出動中に対象となる捜索活動地域の現地対策本部において捜索活動に関する対策会議が行われる際は、できる限り参集し、現場指揮者等との連絡調整に応ずるものとする。

（被災地住民のこころのケアの実施）

第6条 乙は、セラビードッグの出動に当たっては、甲の指定した責任者の指示に従い、被災地住民のこころのケアを実施するものとする。

（ペットの一時預かりの実施）

第7条 乙は、申から災害等により被災した地域の避難所等に避難した者のペットの一時預かりの要請を受けた場合は可能な範囲で当該ペットを受け入れるものとする。

(費用の負担)

第8条 第1条に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲の負担とする。第7条に基づくペットの一時預かりに要した経費については、ペットを飼育している者の負担とするものとする。

(損害賠償)

第9条 この協定に基づく出動又は活動に伴い、乙の出動人員、車両、災害救助犬が被災地の捜索地域で負傷若しくは事故に遭うか又は二次災害発生時に巻き込まれて生じた損害の補償は、甲の責任において行うものとする。

2 捜索地域や避難所において第三者に対する乙の故意又は過失に起因する損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

3 ペットの一時預かり中に発生した事故等により生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、乙の責めによらないペットの病気、怪我、逃亡、死亡及び乙の責めによらないと認められるものについては、乙は責任を負わないものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、締結日からその効力を適用するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月25日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

平井伸治

乙 米子市淀江町中西尾210番地2
森田救助犬訓練砦
代表

森田康博